

学 位 論 文 要 旨

氏 名 白川 正樹

題 目 高等学校教育の質保証・向上と外部支援に関する研究

—私立高校を中心に—

学位論文要旨（和文2,000字又は英文1,000語程度）

本研究は、都道府県の私立高校行政が、「助成その他適当な方法」（教育基本法第8条）による私立高校教育の振興と質の保証・向上に向けた行政的関与に課題を抱えている実態があることを鳥取県（教育委員会高等学校課・私学担当部局）と大阪府（教育庁）への訪問調査及び「support but no control（援助すれども統制せず）」説（上田,2009）の再検討等を基に明らかにする。その上で、私立高校の「自主性を重んじ、公共性を高め」「健全な発達を図る」（私立学校法第1条）ためには、私立高校の特性、独自性、社会的役割を尊重しながら、外部からの専門的、側面的、非統制的な「評価」と「支援」を行う必要があることを示す。

日本の私立高校は、公立高校だけでは充足できない教育の多様性や独自性、卓越性、教育機会の補完機能を提供することで国民の多様なニーズに応え、日本の高等学校教育の発展を質量ともに支えてきた。

しかしながら、私立高校を取り巻く現状は大きく変化した。今日、急速な少子化による私立高校の深刻な経営悪化と二極化（児玉,2015）、「公立高校教育改革」（児玉,2015,p.77）の影響、非常勤講師や派遣講師の増加、学校法人の不適切な学校運営の事例など、私立高校教育の質の保証・向上と公共性の確保に向けた多くの課題が顕在化してきている。各学校（法人）の置かれた社会的・地理的条件、規模、経営基盤、教育力、財務力には大きな格差がある。私立高校を取り巻く現状が厳しさを増すなか、「私学の自主性」尊重の名の下に、私立高校教育の質の保証・向上と公共性の確保を事実上、各学校と学校法人の理事等関係者の良識と自覚、自助努力だけに依拠することは益々困難な状況になっている。

「ナショナル・ミニマム」とも称される高等学校教育において、3割以上の高校生に教育機会を提供している私立高校は、公立高校とともに「社会公共に奉仕し、役立てるべき性質」（相良,1985,p.408）を担う公教育機関としての重要な役割と使命を有している。それにも関わらず、私立高校教育の質の保証・向上に関する制度設計や管理運営の状況は公立高校と比較して明らかに不十分であり、私立高校に関する学術研究も、その重要性に反して極めて限

定的である（原北,2017, p.95）。本研究が着目している私学行政や私学課に対する関心も、教育委員会と比較して極端に低い。とりわけ、本研究のように、私立高校教育の振興と教育の質の保証・向上に向けた都道府県の行政的関与の実態や課題、可能性を論じた研究は管見の限り見当たらない。私立高校を取り巻く現状が年々厳しさを増すなか、私立高校の特性と自主性、社会的役割に十分に配慮しながら、その教育の振興と質の保証・向上及び公共性の維持・向上を図る方策を詳細に検討することは、国民の多様な教育的要求の充足と質の高い教育を受ける権利の保障、公私の格差是正、公教育全体の質的向上の観点から極めて重要な喫緊の教育的、行政的課題である。

本研究は、鳥取県と大阪府の事例や先行研究の分析から、「support but no control(援助すれども統制せず)」説（上田,2009）（木村,2013）や「私学行政消極の原則」（俵,2015,p.20）が含意しているように、私立高校の自主性の尊重を旨とする私立学校法等の規定に強く枠づけられた現行の都道府県の私立高校行政は、狭義の財政的支援と法令への適否に関する簡易な審査・確認を中心とした関与に留まっており、私立高校の教育の質の保証・向上に資する専門的、組織的な支援体制や公共性の確保に大きな課題や限界を抱えている実態があることを明らかにする。一方で両府県の取組から、教育委員会と私学課の連携協力による私立高校に対する側面的、非統制的支援の可能性を示す。同時に、2020年（令和2年）の国の「高等学校就学支援金制度」改正も見据えながら、各都道府県が、私立高校教育の質の保証・向上と公共性の確保の観点から、私学助成政策を慎重に再検討する必要性があることを示す。

同時に、本研究は、上記の私立高校に対する都道府県の行政的関与や支援の不足、課題、限界を補い、私立高校教育の質の保証・向上と公共性の維持・向上を促進する手段として、行政以外の外部からの評価と支援の可能性を検討し、「私立高校教育の質の保証・向上に資する外部からの専門的、個別的、側面的な第三者評価と支援の必要性」及び「評価と支援の具現化に向けた組織やシステム作り」の2点を政策的選択肢に係る論点として示す。その上で、日本における学校第三者評価の現状や課題、私学への学校コンサルティング事業を展開している民間企業のコアネット教育総合研究所や世界最大規模の認証評価組織であるアメリカのAdvancEDの近年の学校改善支援の取組や先行研究から、私立高校の自主性を尊重しながら、その教育の質の保証・向上と公共性の高揚を支援・促進するためには、被評価者（学校）の自律性、主体性、評価者（支援者）の専門性、第三者性、非統制性、公共性が望まれることを明らかにする。同時に、AdvancED等の事例から、情報とテクノロジーを活用した改善支援ツールの機能や可能性を示す。